

会員規約

(名称)

第1条

本会の名称は、カーボン・シナジー・太陽光プロジェクト（以下「本会」という）とする。

(目的)

第2条

本会は、クレアトゥラ株式会社が実施する「全国の家庭および事業所に太陽光発電設備を導入して発電電力の自家消費を推進し、系統電力からの電力使用量を代替えすることで、CO₂排出量を削減するプロジェクト」の一環として、会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきJ-クレジットとしてJ-クレジット制度認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(運営・管理)

第3条

本会の運営・管理はクレアトゥラ株式会社（以下「運営・管理者」という）が行う。

第3条の2

運営・管理者はJ-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員情報の管理・記録
- (2) 会員入会時の内容確認(対象設備の導入時期、他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等)
- (3) 個別活動実績報告リストの作成
- (4) モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
- (5) モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
- (6) モニタリング報告書の作成と対応（審査対応等）
- (7) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (8) クレジット売買
- (9) クレジット売却益の活用
- (10) 会員の退会手続

第3条の3

運営・管理者として必要な事務はクレアトゥラ株式会社において行う。

(会員)

第4条

本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込んだ者をいう。

第4条の2

会員は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 家庭又は事業所等であること。
- (2) 太陽光発電設備（中古品を除く）を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
- (3) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日（入会届申込日）の2年前の日以降であること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (5) J-クレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (6) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
- (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 本会に入会するにあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、エネルギーの使用的合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、環境基本法、建築基準法、電気事業法、景観法、消防法、労働安全衛生法、地球温暖化対策の推進に関する法律、その他関連法令等を遵守すること。
- (9) 事業所の場合、太陽光発電設備を利用する事業所等において、常用の自家発電設備を利用していないこと。
- (10) J-クレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、運営・管理者が特段の対応をしないことに同意すること。

第4条の3

会員は、運営・管理者に対して、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会手続きしていないこと。

（環境価値譲渡への報酬）

第5条

環境価値譲渡に対しての会員への報酬については別途案内する。

（運営・管理者への協力）

第6条

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) J-クレジット制度における各種申請に際し、運営・管理者が必要とする情報を提供すること。
- (2) J-クレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査（太陽光発電設備に関する現地確認等をいう）を受けること。
- (3) その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

(設備の処分等)

第 7 条

会員は、第 10 条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備が毀損され、又は滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること）しようとするとき。

(退会)

第 8 条

会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者に対して、別に定める「退会届」を提出し、運営・管理者の承認を受けることで退会できる。

第 8 条の 2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第 4 条の 2 に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前条の届出があったとき。
- (3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。
- (4) 本規約の定めに違反した場合。

(会費)

第 9 条

本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第 10 条

会員資格の有効期間は入会申込日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日から 8 年間とする。ただし、運営・管理者が提出し、J－クレジット制度管理者が承認した、認証対象期間の延長に係るプロジェクト計画変更届に記載された手続きに沿って延長を行う場合、会員資格は 8 年間延長されるものとする。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第 11 条

運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないこととする。

(委任)

第 12 条

本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。

(本会の終了)

第 13 条 本会は、会員の事前承諾を得ることなく終了することができる。

附 則

本規約は、2025年7月30日(プロジェクト登録申請日)から施行する。